

ご存じですか？ 相続登記の義務化

令和**6年4月1日**
から**スタート!**

不動産を取得したことを
知った日から**3年以内**に
相続登記をしなければなら
ないことになったんだ。



施行日前に開始した
相続についても適用
されるので、早めの
相続登記が肝心だよ!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記はお済みですか？

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

詳しくは
下の二次元コードを
チェックしてみてね!



🔍 法務省 相続登記 🔍 検索

相続に関する登記についてのご相談は下記まで

和歌山県司法書士会

TEL.073-422-0568
FAX.073-422-4269

無料相談実施中!

司法書士総合相談センター
TEL.073-422-4272
詳しくはお問い合わせください。

和歌山県土地家屋調査士会

TEL.073-421-1311
FAX.073-436-8101

愛する人のために!! 大切な遺言書を法務局が守ります。

法務局の
自筆証書遺言書
保管制度を
利用しませんか？



遺言書ほかんガルー

遺言書の保管の申請には
手数料3,900円が
かかります。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



手続には予約が必要です。詳しくは

各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に! 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757